守半事件(商標権行使の権利濫用 該当性が問題となった裁判例)

東京地判令和2年1月29日

(平成30年(ワ)1106号、平成31年(ワ)1716号)

知財高判令和4年11月30日

(令和2年(ネ)10017号)

報告 弁護士 野村信之

■ 1 当事者

本訴原告 株式会社守半海苔店本訴原告補助参加人 株式会社守半本店 株式会社守半本店

- ・本訴原告は、東京都大田区大森地区にて昭和33年12月1日設立
- ・本訴被告は、同蒲田地区にて昭和44年9月1日設立
- ・本訴原告補助参加人は、同大森地区にて昭和33年12月1日設立
- ・各当事者の事業の大本となる「守半」は、明治17年より開業

当事者

(明治17年「守半」(守半本店)創業)

Aの長女B

(Aの事業の一部を

引継ぎ独立)

B の長男 F

(昭和33年Bを承継し

Aの次男C

(大正3年Aの事業承継

昭和13年家督を相続)

Cの長男G

(昭和33年Cの事業を承継し

原告(株)守半海苔店を設立) 補助参加人(株)守半本店を設立)

守半本店の丁稚 (大正8年~)のD

(昭和2年「守半支店」等の屋号で

守半事業を開始)

Dの長男E

(昭和14年Dの事業を承継し被告(株)守

半蒲田店((株)守半總本舗の前身)を設立

平成18年((株)守半總本舗へ商号変更)

▶ 2 請求内容

- (1) 本訴請求
- ア 被告は、その販売する焼きのり、味付けのり及び海苔茶漬の各包装に別紙2被告標章目録記載1ないし7の各標章を付してはならない。
- イ 被告は、焼きのり、味付けのり及び海苔茶漬について、別紙2被告標章目録記載1ないし7の各標章をその包装 に付したものの販売又は販売のための展示をしてはならない。
- ウ 被告は、焼きのり及び味付けのりに関する商品の紹介用のパンフレットについて、別紙2被告標章目録記載8ないし10の各標章を付して頒布してはならない。
- 工 被告は、別紙6被告ウェブページ目録記載のウェブページに別紙2被告標章目録記載11の標章を表示してはならない。
- オ 被告は、その店舗内に設置される売場表示において、別紙2被告標章目録記載12の標章を表示してはならない。 カ 被告は、別紙2被告標章目録記載1ないし7の各標章を付した、焼きのり、味付けのり及び海苔茶漬の各容器包 装を廃棄せよ。
- キ 被告は、別紙2被告標章目録記載8ないし10の各標章を付した、別紙4被告商品目録記載1ないし5の商品に 関するパンフレットを廃棄せよ。
- ク 被告は、原告に対し、4500万5000円及びこれに対する平成30年4月22日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払え。

▶ 2 請求内容

(2) 反訴請求

原告は, 第三者に対し, 別紙8告知事実目録記載の各事実の告知又は流布をしてはならない。

■ 3 争点

【本訴について】

- (1) 被告の行為が本件商標権を侵害するとみなされる行為に該当するか(争点1)
- ◎(2) 原告の本件商標権に基づく本訴請求が権利濫用に該当するか(争点2)
 - (3) 本件商標の商標登録が商標登録無効審判により無効にされるべきものか(争点3)
 - ア 公序良俗違反 (<u>商標法 4 条 1 項 7 号</u>) 該当性 (争点 3 1)
 - イ 周知商標(商標法4条1項10号)該当性(争点3-2)
 - (4)/被告が本件商標権について先使用権を有するか(争点4)
 - (5) 原告の損害(争点5)

【反訴について】

(6) 本件表示が被告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当するか(争点6)

■ 1 結論

本訴原告による本訴被告に対する本件商標権に基づく本訴請求は、権利の濫用に 該当するため、理由がない。

■ 2 理由

(1) 守半本店から丁稚のDに対する守半商号ないし標章の使用許諾「Dは、昭和2年頃から、守半本店のある大森地区に近い蒲田地区において、継続的に「守半」を含む商号及び標章を使用して海苔販売等の事業を行い、昭和44年に被告が設立された後は、被告がこれを継続した。また、その間」「Dないし被告と守半本店との間には一定の取引・交流が継続していた。

このような状況の中で、本件全証拠によっても、被告ないしDによる「守半」を含む商号及び標章の使用に対して、守半本店から異議が述べられた事実は認められないことからすれば、Dの開業に当たっては、守半本店から、これをのれん分けというかはひとまず措くとして、これらの商号及び標章の使用についての許諾があったものと推認するのが相当である。」

▶ 2 理由

(2) 守半本店から原告への承継の態様

「Aが開業した守半本店の事業を主として承継したのは守半本店(C)であったと認めるのが相当であり、同事業の承継に関し、B及びBの配偶者が守半本店と同等の立場でこれを承継したと認めるに足りる証拠はない。」

▶ 2 理由

(3)検討

「原告,被告及び守半本店は,本件商標権の出願以前において,それぞれ「守半」を含む商号及び標章を用いて,海苔の製造販売等の事業を行っていたところ,三者が使用する海苔製造販売事業における「守半」の商号及び標章は,いずれもAが開業した守半本店の事業に由来するものであり,守半本店及び原告は,Aの上記事業を承継した者として,被告は,守半本店から上記商号及び標章の使用許諾を受けた者として,これらの使用を継続していたものということができる。

本件商標権の出願当時の「守半」の標章が一定の知名度と信用を獲得していたこと、「守半」の標章はAの事業に由来するものであり…その主たる承継者は守半本店であったこと、…守半本店が昭和40年代には大森地区外の複数店舗で小売販売を行うなどしていたことからすれば、上記の「守半」の標章の知名度と信用の獲得については、これが集中的に原告ないしその前身に帰属するものであったともいえない。

▶ 2 理由

(3)検討

「被告側の営業の状況を考慮すれば,上記の「守半」の標章の知名度と信用の獲得については,守半本店や原告の他に,被告ないしDによる寄与もあったものということができる。」

「以上の点に加え・・・本件商標権取得後も本訴提起に至る平成29年末以降の時期まで、原告が被告に対して長期間権利行使をしておらず、原告が被告による「守半」の標章の使用に異議を述べたと認められるのは、・・・の機会に留まることも考慮すれば、原告が、被告に対して、「守半」を含む被告各標章の使用の中止等を求めて、本件商標権に基づく本訴請求をすることは、権利の濫用に該当するというべきである。」

第3 控訴審の判断

▶ 1 主文

- (1)原判決主文第1項を取り消す。
- (2) 被控訴人は、その販売する焼きのり、味付けのり及びのり茶漬けの各包装に別紙被控訴人標章目録記載1、3、4、6、7の各標章を付してはならない。
- (3) 被控訴人は、焼きのり、味付けのり及びのり茶漬けについて、別紙被控訴人標章目録記載1、3、4、6、7の各標章をその包装に付したものの販売又は販売のための展示をしてはならない。
- (4)被控訴人は、焼きのり及び味付けのりに関する商品の紹介用のパンフレットについて、別紙被控訴人標章目録記載8の標章を付
- して販売してはならない。 (5)被控訴人は、別紙被控訴人ウェブページ目録記載のウェブページに別紙被控訴人標章目録記載11の標章を表示してはならない。 (6)被控訴人は、別紙被控訴人標章目録記載1、3、4、6、7の各標章を付した、焼きのり、味付けのり及びのり茶漬けの各包装
 - 6) 板控訴人は、別紙板控訴人信草日越記載 1、3、4、6、7の各信草を刊した、焼きのり、味刊りのり及びのり余漬りの各包含 容器を廃棄せよ。
- (7)被控訴人は、別紙被控訴人商品目録記載1~5の商品に関するパンフレットのうち、別紙被控訴人標章目録記載8の標章を付した部分を廃棄せよ。
- (8)被控訴人は、控訴人に対し、145万4809円及びこれに対する平成30年4月22日から支払済みまで年5分の割合による 金貨を支払え。
- (9) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- (10) 訴訟費用 (補助参加によって生じた費用を除く。) は、1、2審を通じ、これを20分し、その19を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費用は、1、2審を通じ、これを20分し、その19を補助参加人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

⇒原告の商標権行使が権利濫用にあたるというの原審の判断を一部覆した

第3 控訴審の判断

2 理由

「控訴人が、被控訴人標章2、5、9、10、12の使用に対して、本件商標権を行使することは権利の濫用に当たるものの、「守半總本舗」の文字からなる被控訴人標章1、3、4、6~8、11の使用に対して本件商標権を行使することについては、権利濫用に当たらないものと判断する。」

(1) 被控訴人標章2、5、9、10、12の使用(「守半粋の極み」、「守半特選」等の標章)

「控訴人、被控訴人及び補助参加人は、いずれもAの開業した「守半」と何らかの関わりを有する事業者であり、前身を含めると、いずれも大森又は蒲田地区を中心として、控訴人が本件商標権を取得するより相当以前から長年にわたって、「守半」を含む商号や標章を使用し、のりの製造販売等に係る事業を行ってきた者である。

そして、控訴人ら及び被控訴人の三者は、それぞれが独立の事業者として、のりの製造販売等に係る事業を行ってきており、・・・大森及び蒲田地区を中心とした「守半」の標章の知名度と信用は、控訴人、被控訴人及び守半本店(補助参加人)の三者が営業活動を行う中で獲得されてきたものということができる。」このような「客観的状況があり、かつ・・・それを認識しながら、長年にわたり本件商標権を行使してこなかった控訴人が、本件商標権の取得以前から正当に行われてきた「守半」標章の使用行為と同一又は社会通念上同一といえる被控訴人による被控訴人標章2、5、9、10、12の使用行為に対し、本件商標権を行使することは、権利の濫用に該当するというべきである。」

第3 控訴審の判断

2 理由

(2)被控訴人標章1、3、4、6~8、11の使用(「守半總本舗」標章)

「被控訴人は、平成18年から新たに「守半總本舗」という商号及び標章を使用するようになったものであるが、「總本舗」とは、「ある特定の商品を製造・販売するおおもとの店」を意味する語であり(甲73)、そのような語を「守半」に結合させた「守半總本舗」は、従前、Eや被控訴人がしていた「守半」の商号や標章の使用とはその意味合いを異にする。」

「被控訴人が上記のような意味合いを持つ「總本舗」を「守半」に結合させた「守半總本舗」の商号や標章を用いた場合、取引者、需要者に対し、あたかも被控訴人が三者の中で新たに「本店」としての地位を獲得したかのような印象を与えることなり、平成18年以前に長年にわたって構築されていた三者の関係性を変質させるものといえる。そうすると、被控訴人によって平成18年以降、開始された「守半總本舗」の商号・標章の使用は、本件商標権の取得以前から、長年にわたってEや被控訴人によって行われてきた「守半」標章の使用とは、社会通念上、同一に考えることはできない。」

「三者がそれぞれの立場から営業活動を行って「守半」標章の知名度と信用の獲得に貢献しているという客観的状況があり、かつ、控訴人が昭和55年に本件商標権を取得しており、被控訴人が遅くとも平成18年11月頃までには控訴人が本件商標権を取得していることを認識していたこと、その頃、控訴人が被控訴人に対し、「守半總本舗」の使用に関して異議を述べていたことからすると、被控訴人が「守半總本舗」の使用について、本件請求における不法行為期間(対象期間)の始期である平成20年以降も継続するためには、補助参加人の承諾のみでは足りず、商標権者たる控訴人の承諾も得るべきであったと解すべきである。しかし…被控訴人は、控訴人の承諾を得ることなく、「守半總本舗」の使用を継続したものであった。」

第4 検討

▶ 1 原審と控訴審の判断がわかれたポイント

- ・原審も控訴審も、「守半」の商号や標章の使用についての許諾があったことは認め、「守 半」標章使用への権利行使は権利濫用になることについて同一の判断をしている
- ・控訴審においては、これまで許諾が得られてきた「守半」の商号や標章に、「総本舗」を 付加したことによる標章変化を大きく捉え、許諾の範囲外の標章使用と評価した

2 商標権行使が権利濫用にあたるか否かの考慮要素

- ・当該標章の信用が誰に化体しているのか
- ・当該標章の知名度、信用獲得を誰が行っていたのか
- ・商標権侵害者の標章使用行為に対して異議を述べていたのか
- ・使用を許諾していたと考えられる行動の有無